



生活指導便り 第2号



平成30年5月8日発行
あきる野市立東中学校
校長 田島 弘之
生活指導部

東中学校の生活指導部には、『心の教育』に重きを置いた部署として、『道徳教育推進担当』、『人権教育推進担当』のほか、家庭や地域等と連携して活動を推進していく『教育相談部』と『特別支援教育部』があります。

『教育相談』とは…

「一人一人の生徒の教育上の課題について、本人又は親などに、その望ましい在り方を助言するとともに、それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図る」ものです。（生徒指導提要より）

『特別支援教育』とは…

「従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症、高機能自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害（PDD）等の脳機能の障害のある生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う」ものです。

生徒一人一人の適切な成長のために、また、お子様のことで、悩みや不安、心配事等ある場合は、いつでも担当にご相談ください。

教育相談部 ; 副校長、生活指導主任、養護教諭、SC、各学年担当（根本、芳川、須藤、野澤）
特別支援教育部 ; 管理職、生活指導主任、各学年主任（中澤、野間、林）、コーディネーター（野澤、芳川）

東中学校の『教育相談部』の活動内容

（１）不登校、長期欠席生徒の指導・支援方法の具体化

- ①小学校・家庭・関係機関との連携
- ②対象生徒の的確な把握のもと、具体策の検討と担任や学年との連携
- ③不登校対応マニュアルの作成と活用啓発
- ④教育相談要配慮生徒リストの作成と決定
- ⑤個別指導計画の作成とフィードバック
- ⑥必要に応じて生徒や家庭との面談の実施
- ⑦長期休業前・中における要配慮生徒の対応
- ⑧学年開き・学期1回程度のフレンドシッププログラムの企画運営



（２）SC連携事業

- ①1年生対象SC授業と面接の運営
- ②交流給食（全学年）
- ③週1回の部会での情報交換
- ④SCとの面談希望者の予約受付（SC勤務日；火曜日）

（３）外部との連携

- ①適応指導教室（せせらぎ教室）
- ②スクールソーシャルワーカー、教育相談所
- ③子ども家庭支援センター

教育相談部はSC、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、あきる野市教育相談所、子ども家庭支援センター等との窓口となります。

東中学校の『特別支援教育部』の活動内容

(1) 特別支援教育要配慮生徒の指導・支援方法の具体化

- ①小学校・家庭・関係機関との連携
- ②対象生徒の的確な把握のもと、具体策の検討と担任や学年との連携
- ③特別支援教育要配慮生徒リストの作成と決定
- ④個別指導計画の作成とフィードバック
- ⑤必要に応じて生徒や家庭との面談の実施



(2) 巡回相談の運営

- ・本人の困り感、保護者の相談、担任等の気付きから特別支援コーディネーターや市の教育相談所と連携し、市やあきる野学園の専門家による行動観察を実施する。その後、専門家の助言やアドバイスをもとに全職員への共通理解を図り、支援を進める。また、必要に応じて、本人や保護者と面談を行い、今後の方針を確認する。

(3) 特別支援校内委員会の運営

- ・巡回相談で具体化した支援の成果と課題を検証し、今後のより良い具体策を検討する。また、本人や保護者の意向をもとに、「あきる野学園」への転学や「通級指導学級（秋多中、増戸中）」への入級、学級内でのTT（チームティーチング）支援を行うための「教員補助員」の配置等を行う。

(4) 副籍交流事業

- ・あきる野学園の中学部の生徒が地域指定校である東中学校での授業等の交流をし、地域とのつながりを維持、継続するとともに、特別支援教育への理解を促す。

(5) 特別支援教育研修会の企画・実施

- ・特別支援教育についての質の高い教育を目指し、職員対象の研修会を企画、運営する。各学期1回程度予定し、内容は、事例研修や個別指導計画作成研修、個に応じた支援内容等の情報交換を行う。

衣替えのお知らせ

冬服から夏服への衣替えの季節となりました。夏服着用期間は、6月11日（月）～10月5日（金）です。**移行期間は、5月15日（火）～6月8日（金）**となります。事前にご準備をお願いいたします。右図は生徒手帳P13にも掲載してある『これが東中の基本だ！～服装（夏服）・髪型編～』の抜粋です。中学校生活における基本の一つとして指導していきますが、各ご家庭におかれましても、**「華美」「奇抜」だと周囲に感じさせず、受験や校外学習等でも問題にならないような、中学生らしい落ち着いた服装・髪型へのご理解とご協力**をよろしくをお願いいたします。

前髪は目にかからないようにする。ツーブロックやモヒカン等の特異な髪型は禁止。

シャツはしまう。出さない。

ベルトは黒・茶・紺とする。



肩にかかる髪はゴムで束ねる。華美な編み込みは禁止。

ヘアゴムは黒・茶・紺とする。また髪留めは、ヘアピン程度のもので（黒・茶・紺）のみとする。

スカート丈はひざにかかる程度とする。



～服装～

- ・東中の標準服を着用する。
- ・Yシャツ、または、ポロシャツ（ワポ・イトマで可）とする。女子はブラウスも可。
- ・Yシャツやポロシャツの下には肌着を着用する。（色つきのTシャツ等は禁止）
- ・ブラウスは第一ボタン、Yシャツは第2ボタンからは開める。

～髪型・眉毛・つめ・顔～

- ・人工的な加工（パーマやライン、化粧、マニキュア等）は禁止とする。
- ・整髪料などの使用は禁止とする。

～上履き～

- ・かかとと内側に記名し、踏まない。

～靴～

- ・運動靴とする。革靴やハイカットの運動靴、サンダル等は禁止とする。
- ・靴下は白を基調とし、派手ではない足首を守れる長さのものとする。（ワポ・イト可）体育授業時、体育大会練習時は黒・紺も可。

～カバン～

- ・華美でなく、中学生らしいもの。
- ・派手な装飾品等はつけない。

～その他～

- ・カラーリップ、カラーコンタクトなど装飾品等は禁止とする。